



池田総合特許法律事務所 ニュースレター

平成26年7月 第1号

INDEX

- 📄 はじめに
- 📄 ちょっと相談～ミニコラム～
- 📄 桜通りの由来
- 📄 7月の無料相談会
- 📄 法律コラム～出生前診断による選別～



はじめに

当事務所の近況、お知らせ、身近な法律問題に対する回答などを毎月1回発行することになりました。

皆様のご意見、ご質問、ご感想等を当事務所まで頂けると助かります。

皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、素朴な疑問もご遠慮なく、当事務所(FAX 052-684-6291)までお寄せください。

ちょっと相談～ミニコラム～

Q 知人にプライベートな話が伝わってしまい、近所の人に言いふらされてしまいました。プライバシーを傷つけることは犯罪ではないのでしょうか？

A 友人などと2人の間で他人のことを話すこと自体は、問題ないでしょう。しかし、少人数の対話でも、結果的には大勢の人に伝わってしまうもの。近所の集まり、メールのやり取りなどで信用を揺るがし、私生活上ふれてほしくない法上をネタにすることは避けましょう。名誉毀損罪等に該当する可能性があります。たとえ、「絶対に内緒」と断りを入れたとしても同じことです。

～桜通りの由来～

錦にある桜天神社(桜天満宮)からなんです。桜天神社にはその旨を記した碑があります。

通り沿いには一部の交差点に桜が植えられていますが、桜通にはいわゆる桜並木はないんですよ。事務所前はイチヨウ並木です。

7月の無料相談会

2日(水)	午後5時30分～ 午後8時15分
12日(土)	午後1時30分～ 午後5時45分
16日(水)	午後5時30分～ 午後8時15分
26日(土)	午後1時30分～ 午後5時45分

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。上記日程にて無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290
受付時間9:00AM～5:30PM

—法律コラムより—

(事務所ホームページに掲載しました。)

池田総合特許法律事務所

～出生前診断による選別～



平成25年5月28日のこの法律コラムで取り上げた裁判につき、先日函館地裁で判決が言い渡されました。この裁判の内容は、裁判所のネットで検索できます(<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140610114405.pdf> 函館地方裁判所平成26年6月5日付判決)。

羊水検査の結果を誤って伝えたため、中絶の機会を奪われてダウン症児を出産し、短期間のうちにダウン症に伴う疾患を原因として死亡したとして、両親が、医院に損害賠償の支払いを求めたもので、裁判所は、両親の求めた賠償額の満額を認めました。

両親側は、羊水検査の結果、異常が見つければ、中絶をした可能性が高く、出生することもなかったとして、検査結果の誤った告知→出生→ダウン症による疾患→死亡との間に因果関係があると主張し、両親が、中絶の機会を奪われたことによる慰謝料のほか、生まれてきた子の傷害、死亡による慰謝料も、損害の内容として主張しています。

しかしながら、裁判所は、仮に、羊水検査で異常が診断されたとしても、中絶するか出産するかは、親の置かれた諸事情を前提としながらも、「倫理的・道徳的煩悶を伴う極めて困難な決断」「極めて高度に個人的な事情や価値観を踏まえた決断」に関わるもので、「原告らにおいても、直ちに人工妊娠中絶を選択するとまでは考えていなかった」とし、誤った告知と出生、ダウン症の発症による死亡との因果関係を認めませんでした。

また、裁判所は、両親は中絶をするかどうかの選択、生むと決断した時の心の準備や養育環境の準備のための機会を奪われ、告知を

受けた検査結果と大きく異なる子の状態による心理的動揺も激しく、現実を受け入れられず、先の養育についても考えることができないまま、我が子が重篤な症状に苦しみ亡くなるという経過に向き合うことを余儀なくされたとして、その精神的衝撃の大きさに対して慰謝料請求を認めています。

両親側の主張は、異常が見つければ中絶が必至であったとか、ダウン症に伴う疾病や死亡の慰謝料等、ダウン症児として生まれて来たこと自体に対する否定的判断をその中に含むものと思われます。こうした主張が、訴訟技術的な面からやむをえないものであったとしても、両親の真意だったのか違和感を感じざるをえません。しかし、裁判所の判断は、こうした状態におかれた両親の状況を十分理解し、その気持ちに寄り添い、生まれて来た児の立場や尊厳にも配慮した判決内容であるように思います。(池田伸之)

池田総合特許法律事務所

〒460-0002

名古屋市中区丸の内一丁目17番19号

キリックス丸の内ビル802号

TEL 052-684-6290

FAX 052-684-6291

HPアドレス <http://www.ikeda-lawpatent.jp/>

メールアドレス ikeda-lawpatent@par.odn.ne.jp

【取扱い業務】 企業法務／事業再生支援・整理・借金問題／相続・遺言・贈与・事業承継／高齢者ホームロイヤー・後見／交通事故／離婚／子どもを巡る問題／知的ライセンス契約・商標・意匠・実用新案・その他知的財産権／労働問題／不動産取引／出張セミナー／建築紛争／医療事故